

第2章 高圧ガスの検査

第1 完成検査（法第20条第1項又は第3項）

1 申請書の提出について

(1) 提出書類

冷凍則様式第7「製造施設完成検査申請書」

(2) 申請時期

高圧ガスの製造のための施設の設置工事又は変更工事を完成し、完成検査を受けようとするときは、申請すること。

(3) 完成検査当日までに、次の書類等を検査職員に提出すること。なお、許可申請時に添付している場合は提出不要とする。

ア フローシート又は配管図

対象機器の機器番号を図示すること。

イ 材料試験等、耐圧試験及び気密試験証明書


ウ 冷凍用圧縮機等耐圧試験及び気密試験証明書

エ 機器試験合格証明書

オ 安全弁検査成績書

2 申請手数料について

さいたま市消防関係事務手数料条例に規定する手数料を納入すること。

 I 総則／6 申請に必要な手数料（5ページ）

3 検査の基準について

高圧ガスの製造のための施設が法第8条第1号で定める技術上の基準に適合するものであること。


4 検査証について

検査の結果、基準に適合する場合は、冷凍則様式第8「製造施設完成検査証」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。

5 その他

- (1) 次の変更工事については、変更許可申請は必要であるが完成検査を受ける必要がない。
製造設備（耐震設計構造物として適用を受ける製造設備を除く。）の取替え（可燃性ガス及び毒性ガスを冷媒とする冷媒設備を除く。）の工事（冷媒設備に係る切断、溶接を伴う工事を除く。）であって、当該設備の冷凍能力の変更が20%以内であるもの。

- (2) 法第20条第1項ただし書き又は同条第3項ただし書の規定により高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関が行う完成検査を受けた場合は、その旨を届出すること。

 [第3 高圧ガスの検査に係るその他届出等 \(31 ページ\)](#)

第2 保安検査（法第35条第1項）

1 申請書の提出について

(1) 提出書類

冷凍則様式第23「保安検査申請書」

(2) 申請時期


保安検査を受検しようとする1ヵ月前までに、申請すること。

(3) 保安検査当日までに、次の書類等を検査職員に提出すること。

保安検査受検資料

2 申請手数料について

さいたま市消防関係事務手数料条例に規定する手数料を納入すること。

 I 総則／6 申請に必要な手数料（5ページ）

3 検査の基準について


特定施設が法第8条第1号で定める技術上の基準に適合するものであること。

4 検査証について

検査の結果、基準に適合する場合は、冷凍則様式第24「保安検査証」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。

5 その他

法第35条第1項ただし書の規定により高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関が行う保安検査を受けた場合は、その旨を届出すること。

 第3 高圧ガスの検査に係るその他届出等（32ページ）

第3 高圧ガスの検査に係るその他届出等

1 高圧ガス保安協会完成検査受検届書

(1) 提出書類

冷凍則様式第9「高圧ガス保安協会完成検査受検届書」

(2) 届出時期

高圧ガス保安協会による完成検査受検後、遅滞なく届出すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

完成検査証の写し

2 指定完成検査機関完成検査受検届書

(1) 提出書類

冷凍則様式第10「指定完成検査機関完成検査受検届書」

(2) 届出時期

指定完成検査機関による完成検査受検後、遅滞なく届出すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

完成検査証の写し

3 完成検査結果報告書

(1) 提出書類

冷凍則様式第11又は様式第12「完成検査結果報告書」

(2) 高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関は、完成検査実施後、遅滞なく届出すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

完成検査の記録

4 高圧ガス保安協会保安検査受検届書

(1) 提出書類

冷凍則様式第25「高圧ガス保安協会保安検査受検届書」

(2) 届出時期

高圧ガス保安協会による保安検査受検後、遅滞なく届出すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

保安検査証の写し

5 指定保安検査機関保安検査受検届書

(1) 提出書類

冷凍則様式第26「指定保安検査機関保安検査受検届書」

(2) 届出時期

指定保安検査機関による保安検査受検後、遅滞なく届出すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

保安検査証の写し

6 保安検査結果報告書

(1) 提出書類

冷凍則様式第27「保安検査結果報告書」

(2) 届出時期

高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関は、保安検査実施後、遅滞なく届出すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

保安検査の記録